

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第70号 本巢消防事務組合からの脱退について
- 日程第5 議案第71号 本巢消防事務組合からの脱退に伴う財産処分について
- 日程第6 議案第72号 西濃環境整備組合理約の変更について
- 日程第7 議案第73号 瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第74号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第75号 瑞穂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第76号 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第77号 瑞穂市障害者生活訓練場条例の制定について
- 日程第12 議案第78号 瑞穂市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第79号 平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第80号 平成19年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第81号 平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第82号 平成19年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	若園五朗
3番	浅野楔雄	4番	堀武
5番	吉村武弘	6番	小川勝範
7番	藤橋礼治	8番	熊谷祐子
9番	山田隆義	10番	広瀬時男
11番	小寺徹	12番	松野藤四郎

13番 山本訓男
15番 星川睦枝
17番 土屋勝義
19番 西岡一成

14番 桜木ゆう子
16番 棚瀬悦宏
18番 澤井幸一
20番 広瀬捨男

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀孝正	教育長 職務代理者	福野正
市長公室長	広瀬幸四郎	総務部長	新田年一
市民部長	青木輝夫	都市整備部長	松尾治幸
調整監	後藤仲夫	水道部長	河合信
会計管理者	奥田尚道		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	棚瀬敦夫
--------	------	----	------

開会及び開議の宣告

議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しています。

これより平成19年第4回瑞穂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（藤橋礼治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によりまして、議席番号1番 安藤由庸君と2番の若園五朗君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（藤橋礼治君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの17日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月19日までの17日間に決定をしました。

会議規則第9条第1項に「市の休日は、休会とする」とあります。しかし、議会運営委員会は、住民に身近な市議会に向けた議会活性化策として、12月15日の土曜日と16日の日曜日に一般質問を実施することに決定されました。

会議規則第9条第3項には、「議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる」とあります。そこで、今回の議会運営委員会の決定を受けまして、お手元に配付の会期日程表のとおり、12月15日と16日の両日は会議を開くこととします。

日程第3 諸般の報告

議長（藤橋礼治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

8件報告があります。

まず1件目は、監査委員から、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を、同条第3項の規定により受けております。検査は平成19年8月分から平成19年10月分まで実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の

誤りはないとの報告でした。

関連して2件目ですが、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を、同条第9項の規定により監査委員から受けております。監査は、9月28日に市民窓口課、10月29日には会計課、11月26日には学校教育課を対象に実施されました。監査の結果は、財務に関する事務は適正に執行されていると認められるが、市民窓口課については、ことし4月より受付窓口に派遣業務契約としてみずほ公共サービスの社員が派遣され、3年後までには業務請負契約への移行となるため、業務請負についての内容を十分検討されることが望ましいとの意見報告でございました。

3件目は、岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合議会の結果報告でございます。私は都合によりまして出席できませんでしたので、同組合からの結果報告に基づいて報告をいたします。

10月29日、同組合の平成19年第2回定例会が開催をされました。岐阜市の議会構成が変更されたことによりまして、同組合の藤沢昭男議長が組合議員でなくなったため、組合議会の議長選挙が行われました。選挙の結果、岐阜市の浅井武司議長が組合議長に当選されました。また、管理者より提出されました議案は2件で、平成18年度決算の認定を求めるものが1件、監査委員に堀瑞穂市長を選任するため議会の同意を求めるもの1件で、結果はいずれも認定または同意されました。

4件目は、本巣消防事務組合議会の結果報告でございます。

11月13日に同組合平成19年第3回定例会が開催されました。本巣市の議会構成が変更されたことによりまして、同組合の上谷政明議長が組合議員でなくなり、また北方町の議会議員の任期満了によりまして、同組合の井野勝巳副議長が組合議員の任期満了となりました。これにより、組合議会の議長選挙及び副議長選挙が行われました。選挙の結果、本巣市の瀬川治男議長が組合議長に、北方町の井野勝巳議長が組合副議長に当選されました。また、管理者より提出されました議案は、平成18年度決算の認定を求めるもの1件で、結果は認定されました。

5件目は、西濃環境整備組合議会の結果報告でございます。

11月20日に同組合平成19年第2回定例会が開催されました。大垣市の議会構成が変更されたことによりまして、同組合の林新太郎議長と横山幸司副議長が組合議員でなくなったため、組合議会の議長選挙及び副議長選挙が行われました。選挙の結果、大垣市の津汲仁議長が組合議長に、大垣市の岡本敏美副議長が組合副議長に当選されました。また、管理者より提出されました議案は、平成18年度決算の認定を求めるもの1件で、結果は認定されました。

6件目は、議員派遣の結果報告でございます。

さきの議会で議決されたとおり、議員18名と議会事務局長の計19名が10月9日に大分県の臼杵市役所へ、10月10日に福岡県の北九州市の門司区への視察研修に行きました。私も出席しましたので、代表して私から報告をいたします。

大分県の臼杵市は、平成8年度からバランスシートを作成し、公表されています。公会計とは発生主義を活用し、複式簿記の考え方を取り入れ、民間企業で確立されている会計ルールを活用するもので、将来負担を含めた当該団体の実質的な負担の把握や、多角的にコストをとらえていく場面で機能を発揮します。臼杵市ではバランスシートを公表し、市民からの直接意見を聴取するシステムをつくられています。視察では、臼杵市のバランスシートの解説により内容の説明を受けました。今後の当市での取り組みとして参考になる部分も多く、議員各位にとっても有意義な視察研修であったと思います。

一方、福岡県の北九州市門司区の門司港は明治22年に開港し、国際貿易港として栄えた歴史があります。しかし、時代の流れとともに衰退の道を余儀なくされました。十数年前よりコンセプトを「衰退する門司港の活性化」と題し、大正ロマンのまち、活気あるウォーターフロント、特色ある文化創造など、歴史と自然、文化が融合した都市型観光拠点として整備されました。その取り組み及び経過について説明を受け、都市再開発についての視察研修をしてきました。

どちらの視察先においても懇切丁寧な説明を受けまして、疑問点は問いただし、お互いに意見交換をするなど充実した内容の視察研修であったと思います。議員各位におかれましては、この研修の成果を生かし、よりよい瑞穂市のまちづくりに役立てていただきたいと思います。

7件目も、議員派遣の結果報告でございます。

さきの議会で議決されたおり、11月16日、議員20名が美濃加茂市のシティホテル美濃加茂で開催されました中濃十市議会議長会主催の議員研修会に出席をしました。研修会では、「これからの地方議会」と題する講演を聴取しました。講師に名古屋大学大学院法学研究科教授の後房雄氏を迎え、自治体改革の動向、日本における二元代表制の機能不全、首長マニフェストの意義、政策マーケティングを基礎にしたマニフェストなどについて話をされました。約1時間半にわたる講演でした。研修会に参加をした議員諸氏は真剣に耳を傾け、熱心にメモをとる議員や、講師の議会分析に思わずうなずく議員も多数見受けられました。地方分権の進展やマニフェストのあり方、自治体改革における議会の役割など、これからの議会運営を考える上で有意義な研修となり、議員の資質の向上に大いに役立つ研修であったと思います。

最後に8件目は、平成19年第4回もとす広域連合議会定例会につきまして、1番の安藤由庸君から報告を願いますので、よろしく願いをいたします。

1番 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 議席番号1番 安藤でございます。

議長より御指名がありましたので、平成19年第4回もとす広域連合議会定例会について、代表して報告をいたします。

第4回定例会は、10月15日から18日まで、4日間の会期で開催されました。

去る9月21日、本巣市から選出された議員5名のうち2名が連合議員を辞職され、同日、同市議会定例会で欠員の選挙が行われました。また、9月25日、北方町議会議員の任期満了により、同町から選出された連合議員3名が欠員となり、10月2日に同町臨時会で欠員の選挙が行われました。これにより、当連合の議会運営委員会委員長及び副委員長、総務介護常任委員会委員長、老人福祉常任委員会副委員長、療育医療衛生常任委員会副委員長が不在となりました。

定例会の初日に各委員会委員の補欠選任が行われ、不在となっていた委員長及び副委員長の互選のため、各委員会が開催されました。議会運営委員会は、委員長に北方町の立川良一議員を、副委員長に本巣市の高橋勝美議員を互選し、総務介護常任委員会は、委員長に瑞穂市の棚瀬悦宏議員を互選し、老人福祉常任委員会は、副委員長に北方町の廣瀬和良議員を互選し、療育医療衛生常任委員会は、副委員長に北方町の立川良一議員を互選しました。

今議会に広域連合長から提出された議案は9件で、内訳は、条例の一部改正を行うもの2件、決算の認定を求めるもの5件、補正予算2件でした。

条例の一部改正については、介護嘱託職員の報酬額について、社会情勢及び近隣施設の実情を踏まえて見直しを行い、月額17万円以内を月額18万円以内とするものと、当施設の大和園での老人デイサービスセンターの利用者数の増加が見込まれるため、定員を55人から59人に改正するものであります。

決算及び予算関係については、一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計、療育医療施設特別会計、衛生施設特別会計の五つで、平成18年度決算の認定を求めるものと、介護保険特別会計と老人福祉施設特別会計の平成19年度補正予算を定めるものでした。

提出された議案は、広域連合長より提案理由の説明の後、所管の常任委員会に審査を付託し、10月18日の定例会最終日、委員長報告の後、質疑、討論、採決を行い、すべて可決または認定しました。

以上で報告を終わります。

なお、平成19年第4回もとす広域連合議会定例会の資料は事務局に保管してありますので、ごらんください。以上であります。

議長（藤橋礼治君） ありがとうございます。

以上、報告しました8件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

これで諸般の報告は終わりました。

続きまして、市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） それでは、私の方から報告をさせていただきます。

第4回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会の臨時会についてでございます。

平成19年11月16日午後1時30分より岐阜市柳津公民館大会議室にて開催され、瑞穂市代表議員として出席しましたので、その内容について報告をいたします。

議案として、岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定についての連合長提出議案1件であり、全員一致で可決がされました。

主な内容につきましては、保険料の所得割率を7.39%、均等割額を3万9,310円、賦課限度額を50万円とするものでございます。

9月議会におきまして小寺議員から質問がありました、所得の少ない者に係る保険料の減額及び保険料の減免については、この条文に規定をされております。一部負担金の減免につきまして質問しましたところ、他の広域連合の状況を調査するなどして検討をしていきたいとの答弁でありました。

以上が議案の主な内容であり、詳細につきましては、市民保険課に資料が保管されておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） これで行政報告は終わりました。

日程第4 議案第70号から日程第16 議案第82号までについて（提案説明）

議長（藤橋礼治君） 日程第4、議案第70号本巢消防事務組合からの脱退についてから、日程第16、議案第82号平成19年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）までを一括議題といたします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） いよいよ平成19年も師走となりました。残すところもあとわずか1ヵ月を切り、いよいよ大詰めとなりました。第4回瑞穂市議会定例会の開会に当たり、所信の一端を申し上げたいと思います。

振り返ってみますと、本年は4月の統一地方選挙を初め7月には国政の参議院議員選挙と、12年に一度の地方並びに国政の改選のあった選挙の年とも言えるわけでございます。国政におきましては、参議院におきまして年金5,000万件の未処理の問題、さらには政治と金の問題、そして10年来に及びます行財政改革、経済改革、種々の改革のひずみによって生じた地域格差、生活格差が争点となり、その選挙の結果は、与野党逆転の衆参ねじれ現象という大きなうねりが起こり、混迷の政局情勢となりました。いずれにいたしましても、国家国民のため、地域格差、生活格差のない、真に地方分権時代にふさわしい政局運営を心より望み、地方自治を見きわめて進めていかななくてはならないと思っておるところでございます。

そのような中で、私が瑞穂市長に就任させていただき、はや半年が経過をいたしました。この間、前任者から継続事業でございます給食センターの運用開始、完成間近となりました子育て

て支援施設の拠点である別府保育所の事業を推進させていただきながら、私の掲げましたマニフェストの施策においても順次推し進め、実現させていただいております。これもひとえに議会の皆様の御理解と御協力のたまものと、厚くお礼を申し上げたいと思います。

さて、瑞穂市も平成15年5月の誕生以来、4年7ヵ月が経過し、主要課題の事業も一段落したことから、今回、組織の改編を行うものでございます。全国各地で市町村合併が行われ、地方分権が鮮明に打ち出されてきている中におきまして、行政には地域住民のより多様化・高度化するニーズにスピーディーに対応すると同時に、医療保険制度の改革などへの対応が望まれています。

このような中におきまして、新年度より導入されます後期高齢者医療制度や住民の健康管理のための健診等により、市民にとって最も身近な市民部の事務が余りにも広範囲になってきております。そのため、今回の組織改編におきましては、市長部局に福祉部を創設すると同時に、医療保険課、健康推進課を設け、1室5部16課1管理者体制を、1室6部18課1管理者体制へと充実させるとともに、より質の高い効率的な市役所を目指し、さらなるきめ細かい住民サービスの向上に取り組んでまいりたいと考えております。

また、3月、4月に住民の転出入が非常に多く、平成20年は日曜日の開庁を3月30日、4月6日の両日に予定していることをかんがみて、市民サービスに努め、市民の皆様に御迷惑をおかけすることがないことを踏まえ、2月1日から新組織で実施するものでございます。議員各位を初め市民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、本12月議会に提出し、御審議をお願いいたします議案は、本巣消防事務組合からの脱退について、またこれに伴う財産の処分について及び西濃環境整備組合同規約の変更について、並びに条例の制定に関するもの2件、条例の改正に関するもの4件、平成19年度補正予算に関するもの4件の計13議案でございます。

それでは、順次その概要を説明させていただきます。

議案第70号の本巣消防事務組合からの脱退については、瑞穂市の旧巣南地区にあっては、昭和44年2月1日から安全・安心のまちづくりのために本巣郡5町消防事務組合に加入し、以来幾度も地域の災害を最小限に防ぎ、地域住民の安全・安心を確保してまいりました。については、長らく加入してきた本巣消防事務組合ではありますが、ここに脱退を決意し、地方自治法第290条の規定により議会に議決を求めるものでございます。

議案第71号の本巣消防事務組合からの脱退に伴う財産処分については、平成20年3月31日をもって本巣消防事務組合から脱退することに伴い、当事務組合の財産処分をする必要があるので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第72号の西濃環境整備組合同規約の変更については、監査委員が現在1名欠員であり、監査委員を選任するに当たりまして識見を有する者から選任することとし、組合同規約にこの文言

を加えるものでございます。

議案第73号の瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、合併後、約4年7ヵ月間を経たことに伴い、現在の9部20課の市の組織体制を10部22課の体制に変更するよう関係条例の改正を行うことにつき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第74号の瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、児童扶養手当受給者の障害審査のための嘱託医を置くことに伴う報酬額を定める市条例の改正を行うことにつき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第75号の瑞穂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことによりまして、市条例の改正を行うため議会の議決を求めるものでございます。

議案第76号の瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例については、移転改築した別府保育所の住所を変更するために市条例の改正を行うことにつき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第77号の瑞穂市障害者生活訓練場条例の制定については、障害者が宿泊をして自立のための援助及び指導のもとで日常生活に必要な訓練を行う施設として、瑞穂市障害者生活訓練場を設置する市条例を制定するため議会の議決を求めるものでございます。

なお、本条例の施行日は平成20年2月1日ではありますが、実際の訓練は平成20年4月1日から予定をいたしております。

議案第78号の瑞穂市営住宅条例の一部を改正する条例については、市営住宅の改修工事が1月末で完了する見込みであり、新年度の4月から入居していただけるよう3月に入居者の募集を再開する予定でございます。そこで、入居者の募集を再開するに当たり、暴力団員等の入居規制等の資格要件を新たに規定する市条例の改正を行うため議会の議決を求めるものでございます。

議案第79号の平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,392万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166億5,983万9,000円とするものであります。

今回の補正は、国家公務員給与改正法の成立等給与改定の事務手続が12月当初までに間に合わなかったため、給与等人件費以外に係る経費について増額補正を行うものであります。

なお、人事院勧告に基づく給与等人件費は、事務手続が完了次第追加上程とさせていただきますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

さて、歳入の主なものは、市税が6,750万円、国庫・県支出金が2,512万7,000円、諸収入が2,330万1,000円、市債が5,200万円の増額であり、繰入金金が5,400万円の減額となっております。

歳出の主なものとしたしまして、民生費が6,517万4,000円、衛生費が2,173万2,000円、農林

水産業費が43万3,000円、土木費が5,970万円、教育費が3,022万4,000円の増額であり、総務費が308万4,000円、消防費が6,025万1,000円の減額となっております。

繰越明許費は、平成19年度内に完成予定であった子育て支援拠点整備事業（第2期工事）、別府地下道スロープ整備事業、下犀川橋かけかえ整備事業、常備消防施設整備事業の4事業について、平成20年度まで事業の繰り越しを設定するものであります。

地方債の補正は、市道・橋りょう整備事業の発行限度額を増額するものであります。

議案第80号の平成19年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ7,672万4,000円を追加補正し、総額をそれぞれ41億8,506万6,000円とするものであります。

歳入は、療養給付費交付金7,600万円、繰入金72万4,000円の増額補正であります。歳出におきましては、一般管理費72万4,000円、退職被保険者等療養給付費7,000万円、退職被保険者等高額療養費600万円の増額補正であります。退職者医療制度加入者の医療費増加に対応する補正となっております。

議案第81号の平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ5,332万7,000円を追加補正し、総額をそれぞれ25億6,794万4,000円とするものであります。

歳入は、支払基金交付金2,666万2,000円、国庫支出金1,777万4,000円、県支出金444万3,000円、繰入金444万8,000円であります。

歳出におきましては、医療給付費5,149万円、医療費支給費183万7,000円が補正内容でございます。

それでは、最後になりました議案第82号の平成19年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラン）事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の予算額に歳入歳出それぞれ212万8,000円を増額し、歳入歳出それぞれ2億5,203万9,000円とするものであります。

今回の補正は、一般管理費の公課費の増額補正をしたことによる一般会計繰入金を増額するものでございます。

以上、よろしく御審議をいただきまして、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りをいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

本日はこれで延会をいたします。御苦労さまでございました。

延会 午前10時06分

